

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民法[第3版]』（日本評論社）訂正表
2023年4月25日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
77頁	2問目の解説	□ ※	① ② b
	① ② b欄	○	○ 予H23-1-ウ
	① ※欄	……消滅しない。予H23-1-ウ	……消滅しない。

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民法[第2版]』（日本評論社）訂正表
2023年4月25日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
52頁	下から2問目の解説	98の2 第1号 ② ③【例外】	98の2 第1号。未成年者側から意思表示の到達をすることはできる。② ③【原則】
53頁	② ③の「意思表示の効力」	【原則】 AはBに解除の意思表示をもって対抗できない(98の2) 【例外】 ○Bの法定代理人がAの意思表示を知った後(98の2①) H22-1-イ	【原則】 AはBに意思表示をもって対抗できない*(98の2) 【例外】 ○Bの法定代理人がAの意思表示を知った後(98の2①)
	②の欄外		*対抗の問題であるから、Bから意思表示の到達を主張することができる。H22-1-イ
82頁	⑥の最終行	(大判昭2. 12. 4)	(大判昭2. 12. 24)
213頁	下から6行目。 ⑥のD欄	1000万円(392Ⅱ後段)	500万円(392Ⅱ後段)
279頁	CORE PLUSの① ②の行、b列	○(承諾×)	—(承諾×)
527頁	③中③の行、b列	直系尊属	直系卑属

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民法』（日本評論社）訂正表
2022年5月7日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
62頁	上から2問目	○	×
88頁	⑥の最終行	(大連判昭17. 5. 20)	(大判昭2. 12. 24)
426頁	上から1問目	○	×
448頁	上から3問目	○	×
450頁	上から1問目	×	○
484頁	上から4問目	×	○

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 刑法』（日本評論社）訂正表
2022年5月7日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
48頁	イの下から2行目	この事情は判断の基礎……	甲が認識できた事情は判断の基礎……

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 商法[第2版]』（日本評論社）訂正表
2023年4月25日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
57頁	① ② i 欄	○(166 I)	○(166 I) *4
	① ② iii 欄	取締役会 *4	取締役会 *5

71頁	[3]の「譲渡制限株式の割当ての場合」欄	……取締役の決議)が必要	……取締役 会 の決議)が必要
-----	----------------------	--------------	------------------------

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 商法』（日本評論社）訂正表
2022年5月23日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
25頁	下から1行目	会社後の会社	成立後の会社
47頁	上から3行目解説	会社施規23④	会社施規23⑤
98頁	最終行欄の右から2列目	総株主の議決権の3分の4以上	総株主の議決権の4分の3以上
123頁	「②株主総会」の列、d欄	○特別決議(309 II), 特殊決議(309 III, IV) → 一定足数: 過半数, 割合: 3分の2(309 IVの場合は4分の3)以上 ○定足数は, 定款で, 特別決議は3分の1以上, 特殊決議は2分の1以上に变更可 ○割合は, 定款で, 3分の2(309 IVの場合は4分の3)を上回る割合に变更可	○特別決議(309 II) → 一定足数: 過半数(定款で3分の1以上に变更可), 決議要件: 出席株主の議決権の3分の2以上(定款で3分の2を上回る割合に变更可) ○特殊決議(309 III) → 決議要件: 議決権行使可能株主の半数以上(定款で加重可) + 当該株主の議決権の3分の2以上(定款で加重可) ○特殊決議(309 IV) → 決議要件: 総株主の半数以上(定款で加重可) + 総株主の議決権の4分の3以上(定款で加重可)
	表の最終行列	e 決議無効の主張の制限	e 決議の瑕疵の処理
	「①取締役会」の列、e欄	なし	会社法に規定なし
	「②株主総会」の列、e欄	あり(決議の取消しの訴え, 831)	○決議の取消しの訴え(831) ○決議の不存在、無効確認の訴え(830)
166頁	CORE TRAINING 3問目、上から2行目	発行済株式総数は、 当該定款の変更の効力を生じた時における発行済株式総数は、当該定款の	発行済株式総数は、当該定款の
177頁	「②社債管理者の権限・義務・責任」の①上から2行目	必要な一切の裁判上の支払を受け、又は社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為	必要な一切の裁判上又は裁判外の行為

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法[第2版]』（日本評論社）訂正表
2023年5月25日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
86頁	下から2問目の解説	㉔㉓	㉔① ii
87頁	㉔① ii の2行目	利益が認められないが、直接...	利益が認められないが(最判昭41.4.12) 予25-37-1、7
	㉔㉓の1~2行目	給付の訴えを提起し得る場合、原則として給付請求権事態の確認の利益はみとめられないが(最判昭41.4.12) 予25-37-1、	給付請求権について確認判決を得ても、相手方が任意に履行しなければ、更に給付の訴えによる必要となるから、請求権存在確認の訴えは、原則として有効適切な手段とはいえないが、
159頁	CORE TRAINING 上から4問目の解説	×	○
	CORE PLUSの① ※2	疎明は民事訴訟法の定める証拠調べ手続に 従わなくてよい 。	疎明 も 民事訴訟法の定める証拠調べの手続に 従わなければならない 。

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法』（日本評論社）訂正表

2022年1月21日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
264頁	下から2問目	上記事例において、乙債権が全額支払済みであることが明らかになった場合、裁判所は、Xの請求を棄却しなければならない。	AはYに対して請負代金債権(以下「甲債権」という。)を有しており、XはAに対して下請工事代金債権(以下「乙債権」という。)を有しているところ、Aは無資力となった。そこで、Xは、Aから乙債権について弁済を受けられないとして、債権者代位権に基づき、Yを被告として甲債権について支払を求める訴えを提起した。乙債権が全額支払済みであることが明らかになった場合、裁判所は、Xの請求を棄却しなければならない。

『伊藤塾合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 憲法』(日本評論社)訂正表

2022年1月21日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
13頁	下から7行目	裁判規範性を、第二審同様に否定し、前文の裁判規範性	裁判規範性及び前文の裁判規範性
41頁	2問目	フランス人権宣言は、自由と平等を理念として掲げている	フランス人権宣言は、権力分立のみならず、国民の権利の保障も立憲主義の要素とする
60頁	下から2問の解説	刑事収容施設70 I ①、書籍等の閲覧については同号の要件の下	刑事収容施設70 I。書籍等の閲覧については同項各号の要件の下
61頁	⑤の②	最大判昭44.4.2百選Ⅱ140事件	最大判昭44.4..2